

## <北京 JAC 第 10 回全国シンポジウム宣言>

北京 JAC は、1995 年、北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された『北京行動綱領』の実現のために、そのフォローアップとロビイングを目的に発足しました。その後の 2000 年『成果文書』や、その他、女性の人権確立のために国際的に合意された事項等を、政府の政策に反映させるために、全国各地域で地道な活動を続けてまいりました。昨日、「基調報告」において、私たちの 10 年の歩みと活動が切り拓いた地平を確認いたしました。そして、多方面にわたる実り多い話し合いと交流の時をもち、2 日間にわたった第 10 回全国シンポジウムを終えようとしています。

1975 年に始まった国際的な女性の人権確立運動の広がりの中で、日本では、1985 年に「女性差別撤廃条約」を批准するにあたって、家庭科の男女共修や国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定などが行われました。北京会議以降は女性のエンパワーメントとあらゆる場への女性の参画を合言葉に、全国で女性たちの運動が広がりました。政府もまた、男女平等政策を最重要課題と位置付け、担当大臣を置き、男女共同参画会議、男女共同参画局などを設置して、一步一步、男女共同参画政策を進めてきました。1999 年の「男女共同参画社会基本法」、2000 年の「男女共同参画基本計画」、さらに配偶者からの暴力防止と被害を受けた女性の保護を目的とする「DV 防止法」などはその成果と言えましょう。とはいえ、女性差別撤廃条約の精神が最も届きにくい国内のマイノリティ女性との連帯など、私たちが見過ごしてきた課題が山積しています。

しかしこの数年来、経済のグローバル化による女性労働の非正規雇用化、および女性の貧困が進むと同時に、私たちは、世界的・国内的なバックラッシュに直面しています。地方自治体の男女平等条例の策定には、保守的な勢力が組織的な攻撃や、性別役割分担の時代へ逆戻りさせるような請願活動などを展開しています。基本計画改定に当たっては、全国から反動的な意見が寄せられ、公聴会などでも組織的な動員によって、男女平等を阻むための悪意ある言説が繰り返されてきました。学校における性教育や男女平等教育も、曲解にもとづく中傷にさらされ、政治的権力を行使してまで圧力がかけられています。長い間の地道な研究と経験にもとづく男女平等と性教育への攻撃は、まったく理不尽といえます。

このような時期に、私たちは、「北京+10」を迎えました。そして、今年は女性差別撤廃条約批准 20 周年の記念すべき年であり、また「男女共同参画基本計画」の改定の年にあたります。

日本政府は、閣僚級会議に格上げされた 2005 年の国連女性の地位委員会で、明確に『北京行動綱領』を再確認いたしました。日本は、まだ男女共同参画社会の実現途上にあります。真の男女平等、個人の人権が保障された社会こそ、平和で差別と抑圧のない社会といえます。私たちは、どのような圧力や壁があろうとも、一歩も後戻りしないことを確認し合い、「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」という言葉を噛みしめたいと思います。

北京 JAC 第 10 回全国シンポジウムを終了するにあたって、私たちは、平和と女性の人権をさらに確実なものとするために、決意をあらたにし、行動と連帯によって、希望にみちた世界を構築するための力強い一歩を踏み出すことをここに宣言いたします。

2005 年 11 月 13 日

北京 JAC 第 10 回全国シンポジウム 参加者一同